

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（徳島労働局）

令和7年10月末時点

(単位：人)

	全在留 資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の在留資格 (注2)			②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身に基づく在留資格				⑥不明
		計		うち技術・人文 知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	
全国籍計	7,324	2,014 (27.5%)	449 (6.1%)	1,234 (16.8%)	417 (5.7%)	3,231 (44.1%)	750 (10.2%)	623 (8.5%)	912 (12.5%)	541 (7.4%)	250 (3.4%)	23 (0.3%)	98 (1.3%)
ベトナム	2,280 [31.1%]	522 (22.9%)	137 (6.0%)	363 (15.9%)	97 (4.3%)	1,444 (63.3%)	175 (7.7%)	145 (6.4%)	42 (1.8%)	12 (0.5%)	26 (1.1%)	1 (0.04%)	3 (0.1%)
中国 (香港、マカオを含む)	1,017 [13.9%]	267 (26.3%)	71 (7.0%)	146 (14.4%)	24 (2.4%)	311 (30.6%)	119 (11.7%)	109 (10.7%)	296 (29.1%)	193 (19.0%)	80 (7.9%)	9 (0.9%)	14 (1.4%)
フィリピン	794 [10.8%]	142 (17.9%)	19 (2.4%)	101 (12.7%)	64 (8.1%)	190 (23.9%)	30 (3.8%)	24 (3.0%)	368 (46.3%)	223 (28.1%)	68 (8.6%)	9 (1.1%)	68 (8.6%)
ネパール	332 [4.5%]	80 (24.1%)	42 (12.7%)	17 (5.1%)	15 (4.5%)	51 (15.4%)	183 (55.1%)	143 (43.1%)	3 (0.9%)	3 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	1,176 [16.1%]	405 (34.4%)	10 (0.9%)	357 (30.4%)	163 (13.9%)	540 (45.9%)	35 (3.0%)	33 (2.8%)	33 (2.8%)	16 (1.4%)	12 (1.0%)	1 (0.1%)	4 (0.3%)
ミャンマー	584 [8.0%]	206 (35.3%)	26 (4.5%)	174 (29.8%)	13 (2.2%)	340 (58.2%)	22 (3.8%)	22 (3.8%)	3 (0.5%)	2 (0.3%)	0 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ブラジル	20 [0.3%]	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (85.0%)	13 (65.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)
韓国	59 [0.8%]	19 (32.2%)	14 (23.7%)	0 (0.0%)	3 (5.1%)	0 (0.0%)	10 (16.9%)	9 (15.3%)	27 (45.8%)	18 (30.5%)	8 (13.6%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)
スリランカ	101 [1.4%]	45 (44.6%)	19 (18.8%)	26 (25.7%)	1 (1.0%)	21 (20.8%)	32 (31.7%)	26 (25.7%)	2 (2.0%)	0 (0.0%)	2 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
タイ	66 [0.9%]	12 (18.2%)	0 (0.0%)	10 (15.2%)	1 (1.5%)	44 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (13.6%)	6 (9.1%)	3 (4.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インド	38 [0.5%]	16 (42.1%)	4 (10.5%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)	2 (5.3%)	16 (42.1%)	13 (34.2%)	4 (10.5%)	2 (5.3%)	0 (0.0%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)
ペルー	15 [0.2%]	2 (13.3%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	12 (80.0%)	10 (66.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
G 7等 (注4)	216 [2.9%]	152 (70.4%)	39 (18.1%)	0 (0.0%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	61 (28.2%)	28 (13.0%)	0 (15.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	115 [1.6%]	90 (78.3%)	20 (17.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	24 (20.9%)	10 (8.7%)	14 (12.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちイギリス	28 [0.4%]	20 (71.4%)	6 (21.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (28.6%)	3 (10.7%)	5 (17.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	626 [8.5%]	143 (22.8%)	65 (10.4%)	38 (6.1%)	34 (5.4%)	288 (46.0%)	126 (20.1%)	99 (15.8%)	35 (5.6%)	15 (2.4%)	15 (2.4%)	1 (0.2%)	4 (0.6%)

注：〔 〕内は、外国人労働者総数（全国籍計）に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。 ( ) 内は、国籍別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

1： しているため、合計が100%にならない場合がある。  
注：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

2： 「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。  
注3： 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の国家使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4： G 7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。